三宮 十五郎 議員
日本共産党 弥富市議団

日本の役割は平和外交でこそ果たせる

問

(1) 市長は、憲法第9条があったからこそ今日の日本がある。安倍総理が国民や国会に説明することなく、米国に行き一方的に安保法の成立を約束してきたことが問題。内閣の解釈の変更でできることではない。安倍総理は、国民合意のための説明責任を果たすべきだという趣旨の発言を一貫して行ってきた。

憲法を守る平和主義と民主的な議会制度を回復し、国と地方の統治制度の正常化を図るという立場から引き続き発信することができるか。

(2) 現在、最も日本に必要なことは国際紛争、民族や宗教的な対立の解決のために戦争や暴力に頼らない国連憲章や日本国憲法、戦後70年間一貫して武力紛争にかかわらなかったという平和憲法を持つ国としての日本の役割を生かした平和外交であり、発展途上国への援助に軍事費を盛り込むことや武器の売り込みではなく、貧困の防止、異文化や宗教を尊重する地道な努力を尽くしていくことが日本に求められている。

わが国が実際にできる最も効果的な国際貢献であり、同時にわが国を守る最良の道であると思うが市長の見解は。

(3) 今、全国の自治体と首長に求められていることは国に対し異常な大企業、大資産家減税を改め、市民の暮らし、命を守る土台から支える地方自治のために積極的な役割を果たすことを強く求めるが市長の見解を。

各国との平和外交に徹していただきたい

答 市長

(1) 私は当初から安保法制の柱となる集団的自衛権行使容認、いわば武力をもって戦うことができるとする法案に対し憲法13条で保障されている生命・自由・幸福を追求する権利を尊重することに対して解釈の改憲であり、拡大解釈であると一貫して申し上げてきた。

この安全保障関連法案は、60％の国民が反対し、なおかつ80％の国民が十分な説明ではないと言われていたにもかかわらず、国会の強行的な採決は、決して国民の理解を得るということではないと考えている。

(2) 戦後70年、戦争放棄を誓い、恒久的な平和を守る憲法第9条の存在は非常に重いものがあり、また大きな価値のものであると思っている。

世界唯一の被爆国である日本、二度と戦争は起こしてはならないし、同盟国などに対しても、憲法第9条は守られるべきである。

あくまでも日本の役割として各国との平和外交に徹していただきたいということを強く求める。

(3) 国と地方の中で地方自治を考えると実態は、国が圧倒的な権限と財源を有し、地方自治の精神は実際には具現化されていない場合もあるかもしれない。

民主主義は多数決主義が原則であると思うが、その中には少数の意見にも耳を傾けて議論することが正しいと理解している。

今後も私自身にそのことを問いかけながら、役割を果たしていきたい。

都市計画税がないから現状があるのではないか

問

尾張18市のうち都市計画税を徴収していないのは、あま市、愛西市と本市の3市だけであり他市は全て徴収している。

尾張地方は海抜ゼロメートル災害の心配が高い地域であるにもかかわらず、本市では、子どもの減少が少ない。その大きな理由は、早くから医療費を中学校卒業まで無料にしたこと、さらに土地の価格が安く税金の負担が少ない（都市計画税がない）という子育ての条件が整備されているからだと分析する。

こうした周辺市町と本市の違いをよく検討していただきたいと思うがどうか。

常に検討しなければならない問題である

答 市長

現時点で、都市計画税を早急にいつからお願いするということは基本的には考えていないが、導入しないと断定するものでもない。

さまざまな状況、少子・高齢化社会の中で、常に検討を加えていかなければならない問題である。